

戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（スーパー梨団地整備事業）交付要綱

制定 平成28年11月1日第201600094166号

改正 平成29年5月25日第201700016116号

改正 平成31年3月29日第201800354950号

改正 令和3年3月29日第202000324561号

鳥取県農林水産部長通知

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、高収益品目である鳥取県育成新品種を主体とした梨の園芸団地を戦略的に整備し、産地活性化の拠点とするとともに、新規就農者や定年退職者等の多様な担い手の参入を促すために、生産施設の整備、効果的な募集・宣伝広告及び参入後の新規就農者等への支援を一体的に行うことを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

（1）対象事業のうち育成促進対策について、別表1の第2欄に掲げる者

（2）対象事業のうち生産基盤整備対策、借地料支援、参入者募集支援について、別表1の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下、「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第7欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によ

るものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業ごとに別表1の第8欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第

2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定

めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があった時は、当該収入があったことを知った日から10日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条、第8条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
生産基盤整備対策 ※(1)(2)(4)	J A、生産組織等	梨団地整備に係る経費 ・新植または改植(全面改植)にかかる経費 (抜根、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料、既存の梨団地を再整備する場合の施設等の撤去等にかかる経費) ・果樹棚・網掛け施設の整備にかかる経費 ・かん水施設、排水施設、園内道等の整備にかかる経費	3/4	市町村	3/4		補助金の増額
育成促進対策※(3)(5)	市町村	新植、改植を行った者に対して、別表2の奨励金を交付するのに要する経費			1/2		
借地料支援※(3)	J A、生産組織等	育成期間中の借地料(土地改良に係る賦課金を含む)	2/3		1/3	37千円/10a	
参入者募集支援※(1)	J A、生産組織等	梨団地に参入する新規就農者等の確保に係る経費(就農モデル等の情報を盛り込んだ産地PRビデオ・募集パンフレットの作成・配布等)	2/3	市町村	1/2	600千円(1事業実施主体あたり)	

- ※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- ※(2) 鳥取梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日付第201300206512号農林水産部長通知。以下、「要領」という。)第3の(2)イ(ア)に定める品種を対象とする。ただし、新規就農者等の入植を予定する場合は植栽品種の制限は行わない。また、鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日付第201300206510号農林水産部長通知)別表2の2に定める、やらいや果樹園整備に取組む場合のみを事業対象とする。
- ※(3) 新規就農者等の入植またはそれを予定する場合のみを対象とし、育成の開始から5カ年を支援の限度とする。
- ※(4) 生産基盤整備対策のうち、施工箇所毎の下限面積及び植栽密度、やらいや果樹園整備の取組、植栽した対象品種の処分、ジョイント仕立てを行う場合の特例、網掛け施設の網の整備時期については、要領第3に定めるとおりとする。
- ※(5) 育成促進対策のうち、育成管理を中止する場合と再交付の禁止については、要領第3の(2)に定めるとおりとする。

別表2

奨励金の額(円/10a)	
ジョイント栽培の場合	ジョイント栽培以外の場合
600,000	340,000

様式第1号（第4条、第10条関係）

戦略的スーパー園芸団地整備事業（スーパー梨団地整備事業）
 実施計画書及び収支予算書（又は実績報告書及び収支決算書）

1 事業の実施方針（実施結果）

2 事業の内容

別紙のとおり

3 事業費の内訳

事業内容	事業費	内 訳			備 考
		県 費	市町村費	そ の 他	
生産基盤整備対策	円	円	円	円	
育成促進対策					
借地料支援					
参入者募集支援					
合 計					

4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

5 事業完了予定（又は完了）年月日
年 月 日

6 県内事業者への発注が困難である場合の理由（別表1の※(1)関連）

7 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

8 消費税の取り扱い（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

様

職 氏 名 印

年度戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。（担当 連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金交付要綱（平成28年11月1日付第201600094166号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

年度戦略的スーパー園芸団地整備事業（スーパー梨団地整備事業）
仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった ○○年度戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金について、戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名	
---------	--

区分	受益面積	事業費	負担区分			備考
			県費	市町村費	事業実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・新植 ・改植 ・果樹棚 ・網かけ施設 ・かん水施設 ・排水施設 ・園内道等の整備 	a	円	円	円	円	
合計						

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

面積	事業費	負担区分		備考
		県費	市町村費	
a	円	円	円	

3 借地料支援

事業実施主体名	
---------	--

面積	事業費	負担区分			備考
		県費	市町村費	事業実施主体	
a	円	円	円	円	

4 参入者募集支援

事業実施主体名	
---------	--

事業費	負担区分			備考
	県費	市町村費	事業実施主体	
円	円	円	円	

5 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 位置図 (2) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (植栽状況がわかるものとする) (3) 現況写真(又は完成写真) (4) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し (交付申請時は省略可) (5) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料 (別表1のただし書※(1)の申請を行う場合) (6) 入植状況報告書(別記様式第1号) (入植者未定の区画については、決定する毎に提出すること)
3 借地料支援	(1) 位置図 (2) 現況写真 ※(1)及び(2)ともに、1の(1)及び(3)で代用可能とする。
4 参入者募集支援	(1) 位置図 (2) 現況写真 ※(1)及び(2)ともに、1の(1)及び(3)で代用可能とする。

入植状況報告書

年 月 日

事業実施主体：_____

区画 番号	面積 (a)	入植者氏名	入植者住所	新規就農者等に 該当・非該当の別

※ 入植者が未定の区画については、入植者氏名の欄に「未定」と入植すること。